

第190回 三重県都市計画審議会

議 事 録

令和元年11月5日

第 190 回 三重県都市計画審議会議事録

1. 開催日 令和元年 11 月 5 日 (火)
2. 開会時間 午後 2 時 30 分
3. 閉会時間 午後 3 時 55 分
4. 開催場所 アスト津 4 階 アストホール
5. 提出議案 ・ 第 1 7 8 6 号議案 いなべ準都市計画区域の指定
6. 報告事項 ・ 三重県都市計画区域マスタープランの改定について

7. 出席委員の議席番号及び氏名

- | | | | | |
|--------|--------|--------------|-----------|--------|
| 1 番委員 | 仲林 真子 | 近畿大学教授 | | |
| 3 番委員 | 松本 幸正 | 名城大学教授 | | |
| 4 番委員 | 浦山 真美 | 三重県建築士会 | | |
| 5 番委員 | 長谷 康郎 | 三重県農業会議会長 | | |
| 6 番委員 | 松田 弘子 | 津商工会議所 | | |
| 7 番委員 | 井上 かず子 | 三重県宅地建物取引業協会 | | |
| 8 番委員 | 増田 理子 | 名古屋工業大学教授 | | |
| 9 番委員 | 高橋 智 | 東海財務局津財務事務所長 | (代理 | 加藤 裕二) |
| 10 番委員 | 勢田 昌功 | 中部地方整備局長 | (代理 | 秋葉 雅章) |
| 11 番委員 | 富田 育稔 | 東海農政局長 | (代理 | 栃沢 一成) |
| 13 番委員 | 坪井 史憲 | 中部運輸局長 | (代理 | 小林 博之) |
| 14 番委員 | 岡 素彦 | 三重県警察本部長 | (代理 | 野浪 隆) |
| 16 番委員 | 辻村 修一 | 三重県町村会 | | |
| 17 番委員 | 中瀬 信之 | 三重県議会議員 | | |
| 18 番委員 | 平畑 武 | 三重県議会議員 | | |
| 19 番委員 | 小林 貴虎 | 三重県議会議員 | | |
| 21 番委員 | 野村 保夫 | 三重県議会議員 | | |
| 22 番委員 | 稲森 稔尚 | 三重県議会議員 | | |
| 23 番委員 | 渡邊 清司 | 三重県市議会議長会会長 | (桑名市議会議長) | |

第190回三重県都市計画審議会

1 開会

○司会：都市政策担当 向井次長

出席予定の委員の方々もお揃いになりましたので、ただ今から、第190回三重県都市計画審議会を始めます。

私は、本日の司会を担当いたします、県土整備部都市政策担当次長の向井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2 あいさつ

<あいさつ>

○司会：都市政策担当 向井次長

開会にあたり、県土整備部長の渡辺からごあいさつを申し上げます。

○県土整備部 渡辺部長

県土整備部長の渡辺でございます。

委員の皆様には、ご多忙の中ご出席を賜りありがとうございます。

本日は、令和元年度最初の審議会となります。今回の審議会から新たに委員をお引き受けいただきました皆様には、この場をお借りしてお礼を申し上げます。また、引き続き委員となつていただいている皆様には、今年度もどうかよろしくお願いをいたします。

本日の議案は、「いなべ準都市計画区域の指定」についてご審議をいただきます。準都市計画区域は、土地利用の規制、誘導を目的に、平成12年に創設された制度であり、三重県におきましては初めての区域指定となるものでございます。

議案のほか、報告事項といたしまして、都市計画区域マスタープランの改定についてご報告をさせていただきます。都市計画区域マスタープランの改定にあたりましては、平成28年度には、県全体で共通する都市づくりの方向性を示しました都市計画基本方針を、また、平成29年度には、三重県の5つの広域圏ごとに、都市計画の課題や目標を示しました圏域マスタープランについて、当審議会でご審議を賜り、策定を行ってきたところでございます。今回は、この基本方針及び圏域マスタープランを踏まえ、伊勢志摩圏域、伊賀圏域、東紀州圏域の3つの圏域にあります10の都市計画区域について、市町と協議を重ねながら、都市計画区域マスタープランの改定作業を進め、その素案を作成しましたのでご報告するものです。素案につきましては、今後、パブリックコメントにより、県民の意見を広くお聞きしたうえで、都市計画区域マスタープランの最終案として取りまとめることとしております。

本日の議案及び報告事項につきまして、委員の皆様には、専門分野や日頃のご活動の中でお気づきの点など、様々なご意見、ご提言をいただくことをお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

<資料確認>

○司会：都市政策担当 向井次長

ありがとうございました。さて、本日の審議会ではですね、今部長が申しあげましたけれども、ご審議いただきます議案が1件、報告事項が1件ございます。

まず、本日の資料について確認をさせていただきます。資料といたしまして、まず「事項書」です。それから、2つ目、黄色の表紙が付いたA4サイズの「議案書」、1冊です。こちらのほうは、事前に配付をさせていただいておりますけれども、もしお忘れでしたらお知らせください。それから、「第189回三重県都市計画審議会 議案の手續状況」で、1枚のものです。それから、本日、スクリーンで説明いたします画面をコピーした「参考資料」、1冊です。それから、「第191回三重県都市計画審議会 予定議案概要」、1枚です。それから、「三重県都市計画審議会委員・幹事名簿」、1枚です。それから、「三重県都市計画審議会条例」と「三重県都市計画審議会運営要綱」のホッチキス留めのもので、それから、「三重県都市計画区域マスタープランの改定について」のホッチキス留めと、A3カラー印刷の「概要版」を一緒に綴じた資料でございます。よろしいですか。最後に、「都市計画区域マスタープラン素案」、10区域分です。

不足がございましたらお教えいただければと思います。よろしいでしょうか。

※ 特段の声なし

○司会：都市政策担当 向井次長

よろしいですか。

※ 「はい」との声あり

<委員紹介>

○司会：都市政策担当 向井次長

それでは、続きまして、今回の審議会から新しくご就任いただきました委員の方を紹介させていただきます。委員・幹事名簿の順で紹介させていただきます。

「4番委員 三重県建築士会 浦山 真美」様でございます。

○浦山委員

よろしく申し上げます。

○司会：都市政策担当 向井次長

「5番委員 三重県農業会議会長 長谷 康郎」様でございます。

○長谷委員

申し上げます。

○司会：都市政策担当 向井次長

「8 番委員 名古屋工業大学教授 増田 理子」様でございます。

○増田委員

よろしく申し上げます。

○司会：都市政策担当 向井次長

「9 番委員 東海財務局津財務事務所長 高橋 智」様でございます。本日は代理で、加藤裕二様にご出席いただいています。

○高橋委員（代理：加藤様）

申し上げます。

○司会：都市政策担当 向井次長

「11 番委員 東海農政局長 富田 育稔」様でございます。本日は代理で、栃沢 一成様にご出席いただいています。

○富田委員（代理：栃沢様）

よろしくお願いいたします。

○司会：都市政策担当 向井次長

「13 番委員 中部運輸局長 坪井 史憲」様でございます。本日は代理で、小林 博之様にご出席いただいています。

○坪井委員（代理：小林様）

よろしく申し上げます。

○司会：都市政策担当 向井次長

「14 番委員 三重県警察本部長 岡 素彦」様でございます。本日は代理で、野浪 隆様にご出席いただいています。

○岡委員（代理：野浪様）

よろしくお願いいたします。

○司会：都市政策担当 向井次長

「15 番委員 三重県市長会副会長 岡本 栄」様でございますが、本日は欠席されています。

「17 番委員 三重県議会議員 中瀬 信之」様でございます。

○中瀬委員

よろしくお願いします。

○司会：都市政策担当 向井次長

「18 番委員 三重県議会議員 平畑 武」様でございます。

○平畑委員

よろしくお願いいたします。

○司会：都市政策担当 向井次長

「19 番委員 三重県議会議員 小林 貴虎」様でございます。

○小林委員

よろしくお願いします。

○司会：都市政策担当 向井次長

「21 番委員 三重県議会議員 野村 保夫」様でございます。

○野村委員

野村です。よろしくお願いします。

○司会：都市政策担当 向井次長

「22 番委員 三重県議会議員 稲森 稔尚」様でございます。

○稲森委員

よろしくお願いします。

○司会：都市政策担当 向井次長

「23 番委員 三重県市議会議長会会長 渡邊 清司」様でございます。

○渡邊委員

渡邊です。よろしくお願いします。

○司会：都市政策担当 向井次長

どうぞよろしくお願いいたします。

3 議事前手続き

<議長選出>

○司会：都市政策担当 向井次長

さて、以前の都市計画審議会で委員の皆様のご推薦により、会長には名城大学教授の松本様が選任されています。松本会長には、三重県都市計画審議会条例第6条の規定により、議長を務めていただくこととなります。松本議長、議長席のほうにお移りいただけますか。お願いいたします。

※ 松本会長、議長席に移動

○司会：都市政策担当 向井次長

これから先の進行につきましては、松本議長にお願いいたします。
どうぞよろしくお願いいたします。

○議長：松本会長

それでは、ここから、私のほうで進行を務めさせていただきたいと思います。
今日から、机が斜めになったんですね。ここのほうが、移動しなくて、いいので、ありがたいと思います。
では、皆様方、どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

<議事録署名者の指名>

○議長：松本会長

それでは、まず初めに、本審議会の議事録署名者2名を、三重県都市計画審議会運営要綱第10条の規定によりまして、私のほうから指名させていただきたいと思います。
本日は、第6番委員の松田委員、それから第7番委員の井上委員にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

<出席委員報告>

○議長：松本会長

それでは、本日出席されています委員の人数につきまして、事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局：都市政策担当 向井次長

報告いたします。委員総数24名のうち、委任状の提出のありました5名の代理出席を含めまして、19名の委員のご出席をいただいております。以上です。

○議長：松本会長

はい。ただ今ご報告がありましたとおり、出席されています委員の人数が委員総数の2分の1以上ございますので、三重県都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会は成

立いたしました。

<会議の公開・非公開>

○議長：松本会長

議案の審議に入ります前に、まず審議の公開についてご審議いただきたいと存じます。

三重県都市計画審議会運営要綱第8条第1項では、非公開とできる場合を規定しておりますが、今回ご審議いただきます議案につきましては、非公開とできる場合に該当しないため、公開したいと存じますが、いかがでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

○議長：松本会長

はい。異議なしということでございますので、公開することと決定いたします。

<傍聴者報告>

○議長：松本会長

それでは、本日の傍聴人につきまして、事務局からご報告をお願いします。

○事務局：都市政策担当 向井次長

はい。本日、一般傍聴者の方1名と報道機関の方1名が来られております。

○議長：松本会長

それでは、傍聴者の方に入場していただきます。しばらくお待ちください。

※ 傍聴者が入場

○議長：松本会長

傍聴に際しまして、傍聴の方々に注意事項をご説明申し上げます。

傍聴者の方々におかれましては、お配りいたしました傍聴要領に従っていただきますようお願いいたします。

なお、この規定に違反した時は注意し、また、これに従わない時は退場していただく場合がありますので、ご注意、ご了承ください。

4 議事

(1) 第189回都市計画審議会に関する報告

○議長：松本会長

それでは、審議に入りたいと思います。

議案の審議に先立ちまして、前回の第189回都市計画審議会に関する報告がございますので、

事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局：都市政策課 富増課長補佐

都市政策課課長補佐の富増と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

では、事務局のほうから、前回の手続き状況についてご説明させていただきます。資料の「第189回三重県都市計画審議会議案手続状況」をご覧ください。

平成30年12月27日に開催いたしました第189回三重県都市計画審議会ですが、2件のご審議をいただきました。

第1784号議案「桑名都市計画区域区分の変更」につきまして、市街化区域に編入することをご確認いただきましたが、平成31年2月19日に告示をされています。

続きまして、第1785号議案「名張都市計画道路の変更」につきましては、国道165号について、交差の箇所数を減じ、接続予定であった箇所の道路線形を変更することをご確認いただきました。これにつきましては、平成31年2月1日に告示をされています。

以上でございます。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございました。

前回皆さんにご審議いただいた内容の進捗状況ということでご報告いただいておりますが、何か、この件に関しまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

※ 「ないです」との声あり

○議長：松本会長

よろしいでしょうか。

※ 「はい」との声あり

○議長：松本会長

はい。ありがとうございました。

それでは、特にないということで、進めさせていただきたいと思います。

(2) 第1786号議案「いなべ準都市計画区域の指定」

○議長：松本会長

それでは、議案の審議に入りたいと思います。

本日は、先ほどからございましたように、審議案件は1件ということになります。

第1786号議案「いなべ準都市計画区域の指定」につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局：都市政策課 藤森課長

県土整備部都市政策課長の藤森と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。それでは、失礼いたしまして、座って、説明させていただきます。

第 1786 号議案「いなべ準都市計画区域の指定」についてご説明をさせていただきます。前方のスクリーンをご覧ください。

第 1786 号議案は、新たに準都市計画区域を指定することについてご審議をお願いするものでございます。

今回のいなべ準都市計画区域の指定は、三重県で初めて準都市計画区域を指定するものでございます。そのため、先に都市計画区域と準都市計画区域の違い、並びに今回指定する際のポイントとなる点についてご説明を申し上げます。

まず、画面左の都市計画区域については、都市計画法第 5 条で定義されており、「一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある、土地利用の整序や都市施設の整備、無秩序な市街化の抑制などを行う必要がある区域」とされております。区域を指定する際は、都市計画法の運用指針により、「一体の都市として区域を指定し、飛び地を区域に指定するべきではない」とされています。県内では現在、21 の都市計画区域が指定されております。

一方、準都市計画区域は法第 5 条の 2 で定義されており、「そのまま土地利用を整序することなく放置すれば、将来における都市としての整備、開発、保全に支障が生じるおそれがある区域」とされております。区域の指定は、他法令の土地利用規制が行われておらず、土地利用の整序が必要である場合に指定できること、とされております。県内での指定はこれまでございません。

次に、今回指定するいなべ準都市計画区域の位置をご説明いたします。

本県の最北端となるいなべ市の北部に、平成 6 年、旧藤原町の時代に造成された藤原工業団地の区域となります。赤い破線の丸で表示している所でございます。近隣の都市計画区域には、同じいなべ市の旧北勢町の一部である北勢都市計画区域、旧大安町の一部である大安都市計画区域、さらに、旧員弁町を一部に含む桑名都市計画区域がございます。令和 6 年には、東海環状自動車道が北勢インターチェンジまで延伸されることが予定されており、近年においては開発ポテンシャルが高まっている地区でございます。

今回のいなべ準都市計画区域の指定は、藤原工業団地において、工業系の土地利用を保全するため、いなべ市より要請があったものでございます。

いなべ準都市計画区域は、北勢都市計画区域から離れた飛び地となっているため、都市計画区域として指定するには適していませんが、工業系の土地利用がなされるよう整序する必要があり、準都市計画区域の指定が適しています。県が策定した「北勢圏域マスタープラン」においても、いなべ市内の旧藤原町の区域内で、工業系の土地利用を図る場合は準都市計画区域に指定することを検討すること、としているところでございます。

スライドは、航空写真の上に、いなべ準都市計画区域と、近隣施設や国道、県道、鉄道を示しております。いなべ準都市計画区域は、画面上部のオレンジ色で示す区域でございます。準都市計画区域の南側には、赤で示した国道 306 号が通っております。また、南北を貫いて赤の

破線で示した東海環状自動車道が通っています。ただ今青色で示した、区域に至るまでのルートは、主に県道時下野尻線を通るルートとなります。画面の右下、北勢インターチェンジの隣には、今年新庁舎に移転したいいなべ市役所がございます。

拡大した区域図によりご説明申し上げます。黒線の内側が準都市計画区域に指定する区域です。面積は約71.5haで、区域内の区画はすべて売却がいったん終了している状態となっておりますが、まとまった面積の低未利用地が散見されるほか、初期に購入した企業が撤退し、空き地となっている区画がございます。そのため、今後工業団地としてふさわしくない建物、例えば、住宅、アパート、社員寮、老人ホーム等が建築された場合、騒音等について周辺環境への配慮が現状以上に必要となり、工業団地としての土地利用に支障をきたす恐れがございます。そのため、土地利用の整序が必要な状況となっております。

今回のいなべ準都市計画区域の指定概要でございます。都市計画区域外であり、過去に造成された土地であるため、工場集積等を積極的に進めたい土地でありながら、土地利用の規制がなく、低未利用地の工業系以外の土地利用が懸念されます。

そのため、準都市計画区域を指定し、同時にいなべ市において決定する工業専用地域の用途地域の決定をもって、土地利用の整序を図るものでございます。

それでは、現地の写真をご覧ください。各番号の場所から、矢印方向に撮影した現地写真となります。

まずは、区域の入り口の状況がわかる1番からの写真をご覧ください。1番の地点から西方向を撮影したもので、こちらの道路は市道として管理をされています。

次に、2番の写真でございます。2番の地点から、北東方向に土地利用状況を撮影したものです。工場として利用されております。

次に、3番の写真です。3番の地点から、北東方向に土地利用状況を撮影したものです。こちらも、工場として利用されております。

次に、4番の写真です。4番の地点から、東方向に撮影したものです。傾斜のため見づらくなっておりますが、画面左側は工場として利用されております。画面右側は、低未利用地となっている区画がございます。

次に、5番の写真です。5番の地点から、南方向に低未利用地を撮影したものです。広大な区画に、太陽光発電施設が整備されています。

次に、6番の写真です。6番の地点から、東方向を撮影したものです。広大な低未利用地となっております。

このように、今回区域指定するエリアは工業系の土地利用が図られている土地であり、現状は広大な低未利用地が散見される状態であることが分かります。

以上のことから、都市計画法第5条の2で規定する準都市計画区域の定義である、「土地利用を整序し、又は環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがある区域」に合致するものと考えられます。

最後に、これまで行った説明会やいなべ市への意見聴取の結果等についてご説明申し上げます。いなべ市主催で、周辺の地元自治会長や地元住民、地権者である企業へ説明、周知を行っ

たところ、指定について意見はありませんでした。また、パブリックコメントを行ったところ、意見の提出1件がございましたが、準都市計画区域の指定そのものに対する意見ではございませんでした。いなべ市都市計画審議会からは、令和元年10月23日付けで本県知事あてに、指定の案について異存ない旨の回答がありました。

以上で、スクリーンを用いた説明を終了し、引き続き、お手元の議案書をご覧いただきたいと思います。表紙をおめくりいただき、頁番号「1786の1」が、いなべ準都市計画区域の「指定書」になります。次に、頁番号「1786の2」から「1786の3」が「理由書」となります。次に、頁番号「1786の4」が「位置図」と「区域図」になります。

第1786号議案の説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございます。

以上が、議案の説明ということになります。

ただ今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等がございましたら、いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

どのようなことでも構いませんが、気になる点等々を含めて、ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

皆さんにお考えいただいている間に、私から、少しだけお聞かせいただきたいと思います。

今回は、要は工業系に純化したいということでの準都市計画区域の指定ということだったと思います。その中で低未利用地がかなりあるということだったんですが、その辺の需要の動向みたいなものがわかりましたらお教えいただきたい。

それから、先ほど県道のアクセスということでご説明いただきましたが、その県道の状況について、今後、工業専用として、もっともっと工場が建ったときに、大型車がどんどん増えてくるかと思いますが、そこにおける交通量、あるいは交通事故の発生の懸念、あるいは途中で子ども達が通行するような通学路等々の指定がないかどうか、その辺を教えてください。

○事務局：都市政策課 富増課長補佐

それでは、事務局からご質問に対してお答えさせていただきます。質問の内容は2点あった

かと思いますが、まず1点目として、現在の状況でございます。東海環状自動車道が、去年大安インターチェンジまで開通いたしました。令和6年度に、北勢インターチェンジまでさらに開通が進む、そういう話になってございます。また、去年いなべ市役所が、旧北勢町役場の北西に移ってまいりまして、それに伴って一つのまちができてきている状況にあります。今後、市役所に近い地域も整備が進み、周辺に住居系の開発が行われる可能性があり得るということです。今回の区域は造成済であることから、立地しやすい状況となっておりますので、工業専用地域として整序をかけていきたいということでございます。

それから、進入路のお話があったと思いますが、この進入路は、国道306号と県道の時下野尻線が考えられ、両道路とも2車線で整備されており、それほど交通量は多くない状況でございます。今後新たに工場の立地が行われても、十分対応ができると、そのように考えております。

以上です。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございました。

それは、そうですね。もしも工場がどんどんどんどん建ってくるようであれば、あえて工業専用にしなくても、工場だけでいくんですけれども、逆に、市役所なんかできて、市街的な、住居の可能性もある。だから、今のうちから、こう規制をかけていこうということですね。

それから、基盤に関して、道路に関しては、特に大きな問題はないということでした。ありがとうございました。

その他の皆様方、いかがですか。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

特に、ご意見ございませんでしょうか。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

それでは、特にご意見ございませんようですので、原案が適切であると判断することにつきまして、ご異議ございませんでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

○議長：松本会長

はい。ありがとうございました。

それでは、異議なしということでございましたので、第1786号議案「いなべ準都市計画区域

の指定」につきましては、原案が適切であると判断いたします。三重県知事に原案どおり答申させていただきます。

以上で、議案のほうは終了ということで、報告事項のほうに移りたいと思います。

(3) 報告事項「三重県都市計画区域マスタープランの改定について」

○議長：松本会長

それでは、「三重県都市計画区域マスタープランの改定について」ということで、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局：都市政策課 藤森課長

はい。それでは、「三重県都市計画区域マスタープランの改定について」という資料をご覧ください。A3 もありますが、頭が A4 の資料でございます。

報告事項でございます。三重県都市計画区域マスタープランの改定について、ご説明申し上げます。

資料の 1 頁をご覧ください。都市計画法に基づき、都道府県は、すべての都市計画区域について、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、略しまして「都市計画区域マスタープラン」と申しますが、これを定めることとなっています。

県では、現行の「都市計画区域マスタープラン」の目標が令和 2 年度であるため、令和 2 年度の改定を目指し、平成 28 年度から作業を進めています。県内には、21 の都市計画区域があり、そのすべての都市計画区域について改定することとなります。ただし、「都市計画区域マスタープラン」の改定時には、北勢・大安都市計画区域の統合の予定がございまして、20 の都市計画区域となる見込みでございます。

その構成は、第 1 章の都市計画の目標、第 2 章の土地利用規制の基本方針、第 3 章の主要な都市計画の決定方針からなっています。都市計画区域マスタープランに記載する項目は、1 頁の下の四角囲みの中に記載したとおりでございます。

2 頁をご覧ください。改定に向けてのこれまでの取り組みをご説明いたします。平成 28 年度において、県全体の方針として「三重県都市計画基本方針」を改定し、平成 29 年度では、この「都市計画基本方針」に基づき、広域的な視点で都市計画の目標を策定するため、結びつきが強い 5 つの広域圏（北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州圏域）で「圏域マスタープラン」を都市計画審議会に諮ったうえで改定いたしました。

そのうちの 3 圏域、伊勢志摩、伊賀、東紀州圏域にある 10 の非線引き都市計画区域について、これまで市町と協議を重ねながら改定作業を進めてきており、パブリックコメントにより県民の意見を広く聞くための素案を作成いたしました。2 頁の下に、参考として、各圏域に属する都市計画区域を記載しておりますが、このうちの後半部の 3 つの圏域になります。

3 頁をご覧ください。都市計画区域マスタープラン改定のポイントでございます。

1 点目として、今回の改定にあたっては、「都市計画基本方針」で示した 3 つの変革の観点、①都市経営、②都市防災、③都市活力の観点を踏まえ、それぞれの方針を記載しております。特に今回の改定では、②の都市防災の観点から、災害リスクの高い場所での都市的土地利用の

抑制等を基本的な考え方に加えました。

2点目といたしまして、「圏域マスタープラン」に位置づけられた基本理念と、新しく整理しなおした拠点をもとに、特色ある集約型都市構造の形成をめざします。各圏域の理念、拠点については、①から③のとおりで、伊勢志摩圏域の基本理念は「豊かな自然や悠久の歴史・文化とともに常若に生きるまち」としており、広域拠点3か所、交流拠点21か所、防災拠点7か所を設定しています。伊賀圏域の基本理念は「恵まれた資源が紡ぐ、人々が行き交う、こころ豊かなまち」としており、広域拠点3か所、交流拠点10か所、防災拠点3か所を設定しています。東紀州圏域の基本理念は「自然・文化と命の道により交流を育み、美しい風景の中に暮らすまち」としており、広域拠点2か所、交流拠点23か所、防災拠点8か所を設定しています。

次に、これらのことを都市計画区域マスタープランにどのように記載しているかについて、ご説明申し上げます。

5頁をご覧ください。10区域の代表といたしまして、伊勢都市計画区域マスタープランについてご説明させていただき、他の9区域については、各区域の特色となる部分をご説明申し上げます。

5頁と6頁は、伊勢志摩圏域にある4つの都市計画区域マスタープランの第1章にあたる部分です。これは、すでに改定済の伊勢志摩圏域マスタープランの概要となっているところがございます。都市計画の理念と目標は、頁の上部に都市計画の理念、右端に都市計画の目標を記載しております。

6頁をご覧ください。左の表には、広域拠点、交流拠点、防災拠点、地域拠点を記載しております。このうち、地域拠点とは、「日常サービスを受けられる都市機能の集約を図る拠点」のことで、圏域マスタープランでは地域拠点の記載をしておりませんでしたけれども、都市計画区域マスタープランの構成として重要な要素であることから、左の表に追記をいたしました。伊勢都市計画区域では玉城町役場周辺、南勢都市計画区域では南伊勢町南勢庁舎周辺を地域拠点としています。

7頁をご覧ください。これが、都市計画区域マスタープランの第2章、第3章となる土地利用規制の基本方針と主要な都市計画の決定方針を示す内容で、今回新しく作成した箇所となります。この頁には、同一圏域のすべての区域に共通する内容については水色で、その区域の特徴となる内容については薄い黄色で示させていただいております。

それでは、まず左上の『土地利用規制の基本方針』をご覧ください。「人口が減少傾向にあり、今後急激な市街地の拡大や保全すべき自然環境等の阻害は見込まれないことから、区域区分は適用せず、用途地域や特定用途制限地域の指定を維持することにより、無秩序な市街化を抑制する」という方針を示しました。

次に、その下の『主要な都市計画の決定方針』の中の『土地利用に関する方針』をご覧ください。先ほどお話しした都市経営、都市防災、都市活力の3つ変革の観点を盛り込んでおり、都市経営の観点にあたる方針には青の実線を、都市防災の観点にあたる方針には赤の波線を、都市活力の観点にあたる方針には緑の点線を、それぞれ引かせていただいております。都市経営の観点として、住宅地については、「広域拠点では、土地の高度利用や複合利用により、都心居住機能を配置する」、商業・業務地については、「都心居住や中心市街地の活性化、広域交流

の促進を支援する多様な都市機能を配置する」という方針を示しました。都市活力の観点として、工業地については「新たな産業や既存産業の立地を促進するため、工業系用途地域などの一団の工業地に加え、自治体の計画等により検討・選定された適地を工業地として配置する、工業系用途地域内の未利用地については、工業施設を誘致し、既存ストックを活用しつつ、必要な基盤整備を進める」という方針を示しました。都市防災の観点として、「拠点及びその周辺地については、都市防災に係る施策を実施し、安全性の向上を図る。これらを除く、一定の拡がりをもった住居系の既存市街地における著しく災害リスクが高い区域については、地域地区の見直しや建築物の構造規制に係る条例制定等の検討を促進する」という方針を示しました。

続いて、『都市施設の整備に関する方針』の中の交通施設として、「リニア中央新幹線や高速バス等の広域ネットワーク、それらに接続する公共交通を含めた総合的な交通体系の構築を進める」という方針を示しました。6行目のバス交通については、「鉄道との一体的な利用を促進するための交通結節点及び周辺の整備に加え、パーク・アンド・バスライドの更なる活用や利用促進について検討する。市内の各拠点と集落地等との連携については、移動円滑化支援のため、伊勢市地域公共交通網形成計画をもとに、バス路線の維持、コミュニティバスやデマンドシステム等の導入について検討する」という方針を示しました。

続いて、『市街地開発事業に関する方針』をご覧ください。「JR・近鉄伊勢市駅及び近鉄宇治山田駅周辺は、民間活力を活用し、土地の高度利用や土地利用転換による中心市街地の再整備を促進し、都心居住の促進や中心市街地の活性化を図る」という方針を示しました。

まん中上の『自然的環境の整備又は保全に関する方針』の中の基本方針では、4行目に「豊かな自然環境と共生する都市づくりのため、CO₂吸収による温室効果ガス削減の観点から、市街地及びその周辺の緑地の保全や整備を図る」という方針を示しました。

右上の『地域の特性に応じて定めるべき事項』の中の大規模自然災害の被害低減に向けた方針に、「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定を受けていることから、三重県防災・減災対策行動計画の展開により、災害に強いまちづくりを進める」、地域活力の維持・向上に向けた方針に、「豊かな自然環境や伊勢神宮に代表される歴史・文化資源を有し、毎年多くの観光客が訪れていることから、中心市街地と交流拠点等を連携するなど、良好な環境や資源の保全と広域的な交流の持続の両立をめざす」という方針を示しました。さらに、同事項の丸印の3つ目として、「空き地・空き家対策を行う」という方針を示しています。

右下の『土地利用構想図』をご覧ください。この区域の広域拠点はJR・近鉄伊勢市駅から近鉄宇治山田駅周辺、地域拠点は玉城町役場周辺、交流拠点として内宮・外宮等、また、広域的な防災拠点として三重県広域防災拠点伊勢志摩拠点等を位置づけました。

8頁をご覧ください。鳥羽都市計画区域でございます。水色で示した部分は、伊勢と共通する内容ですので、黄色部分の主なものをご説明いたします。

左側まん中のやや下、『都市施設の整備に関する方針』の交通施設の7行目でございます。「鳥羽市地域公共交通総合連携計画をもとに、鳥羽市コミュニティ交通システムや鉄道、バス、フェリーの連携強化等について引き続き促進するとともに、新たな交通システム等の導入について検討する」という方針を示しました。

右上の『地域の特性に応じて定めるべき事項』の中の地域活力の維持・向上に向けた方針と

して、「歴史・文化交流拠点に位置づけた鳥羽城跡とその城下町のまち並みでは、地区周辺と調和した景観形成に努める」という方針を示しました。

右下の『土地利用構想図』をご覧ください。この区域の広域拠点はJR・近鉄鳥羽駅周辺、交流拠点として鳥羽城跡周辺地区、鳥羽水族館等を位置づけました。

9頁をご覧ください。志摩都市計画区域について、黄色で示した部分の主なものをご説明いたします。

左側まん中のやや下、『都市施設の整備に関する方針』の中の交通施設として、7行目に「交通事業者と行政等が連携した次世代移動サービス等、新たな交通システムの導入について検討する」という方針を示しました。また、8行目には、「志摩市地域公共交通網形成計画をもとに、コミュニティバスやデマンドシステム等の導入や海上交通の維持・確保、バスとの連携強化等について検討する」という方針を示しました。

右上の『地域の特性に応じて定めるべき事項』の中の地域活力の維持・向上に向けた方針として、「本区域は、豊かな自然環境を生かし、既存ストックの有効活用や観光施設へのアクセスを向上しながら、自然環境との調和を前提に、地域の魅力を高め、交流を促すまちづくりに努める」という方針を示しました。

右下の『土地利用構想図』をご覧ください。この区域の広域拠点は近鉄鵜方駅周辺、交流拠点として大王崎、志摩スペイン村等を位置づけました。

10頁をご覧ください。南勢都市計画区域について、黄色で示した部分の主なものをご説明いたします。

左上の『主要な都市計画の決定方針』の中の『土地利用に関する方針』をご覧ください。住宅地について、「地域拠点及びその周辺地では、良好な居住環境の形成や定住の促進、支援を図る」という方針を示しました。また、商業・業務地について、「地域拠点では、地域住民の日常の消費需要に応じた、商業・業務地を配置する」という方針を示しました。

右上の『地域の特性に応じて定めるべき事項』の中の地域活力の維持・向上に向けた方針について、「歴史連携軸に位置づけた五ヶ所道沿道等、歴史的なまち並みや特徴的なまち並みが残る地区では、その景観を生かした空間整備を進める」という方針を示しました。

右下の『土地利用構想図』をご覧ください。この区域では、地域拠点として、南伊勢町南勢庁舎周辺を位置づけました。

11頁をご覧ください。次に、伊賀圏域をご説明いたします。第1章の部分としての圏域マスタープランの概要は、11、12頁となります。

12頁をご覧ください。左の表には、広域拠点、交流拠点、防災拠点、地域拠点を記載しております。このうち地域拠点は、伊賀都市計画区域の伊賀鉄道四十九駅周辺地区といたしております。

13頁をご覧ください。伊賀都市計画区域について、黄色で示した部分の主なものをご説明いたします。

左上の『土地利用規制の基本方針』の2行目をご覧ください。「伊賀市において、「伊賀市の適正な土地利用に関する条例」による土地の適切かつ合理的な利用の推進が図られていることから、区域区分は適用せず、用途地域の指定等の土地利用の規制や誘導により、無秩序な市街

化を抑制する」という方針を示しました。

その下の『主要な都市計画の決定方針』の中の『土地利用に関する方針』をご覧ください。住宅地について、「広域拠点では、歴史的・文化的地域特性を生かした中心市街地の形成をめざすことから、歴史的まち並みと調和した建物への誘導等を進める」という方針を示しました。工業地について、2行目で「工業系土地利用誘導ゾーン内については、積極的に工業施設を誘導する」という方針を示しました。

次の『都市施設の整備に関する方針』の中の交通施設について、8行目で「伊賀市地域公共交通網形成計画をもとに、デマンドシステム等の導入について検討する」という方針を示しました。

右上の『地域の特性に応じて定めるべき事項』の中の地域活力の維持・向上に向けた方針として、3行目で「隣接する滋賀県甲賀市と連携した取組等により、地域の魅力を高め、地域の活性化を図る」という方針を示しました。

右下の『土地利用構想図』をご覧ください。この区域の広域拠点は伊賀鉄道上野市駅周辺、地域拠点は伊賀市役所を含めた伊賀鉄道四十九駅周辺、交流拠点として上野森林公園、モクモク手づくりファームなど、広域的な防災拠点として三重県広域防災拠点伊賀拠点等を位置づけました。また、伊賀市上友生地区等を工業系土地利用誘導ゾーンと位置づけました。

14頁をご覧ください。名張都市計画区域について、黄色で示した部分の主なものをご説明申し上げます。

左上の『主要な都市計画の決定方針』の中の『土地利用に関する方針』をご覧ください。住宅地について、1行目で、「近鉄名張駅から名張市役所周辺では、隣接する名張地区、名張藤堂家邸跡周辺などの歴史・文化資源に配慮しつつ、土地の高度利用や複合利用を図る」という方針を示しました。

その下の『都市施設の整備に関する方針』の中の交通施設として、8行目で「名張市地域公共交通網形成計画をもとに、デマンドシステム等の導入について検討する」という方針を示しております。

右上の『地域の特性に応じて定めるべき事項』の中の地域活力の維持・向上に向けた方針として、「歴史街道として伝統と風格のある佇まいなどの保存等に配慮したまち並み形成を図るため、市民の理解と参画を得ながら、個性と魅力あるまちづくりを促進する」という方針を示しました。

右下の『土地利用構想図』をご覧ください。この区域の広域拠点は近鉄名張駅周辺と桔梗が丘駅周辺、交流拠点として赤目四十八滝、名張藤堂家邸跡周辺等を位置づけました。

15頁をご覧ください。次に東紀州圏域をご説明申し上げます。第1章の部分としての圏域マスタープランの概要は、15、16頁となります。

16頁をご覧ください。左の表には、広域拠点、交流拠点、防災拠点、地域拠点を記載しております。この区域では、紀伊長島都市計画区域の紀北町役場周辺と、御浜都市計画区域の御浜町役場周辺を地域拠点といたしました。

17頁をご覧ください。尾鷲都市計画区域についてご説明いたします。ここでは、黄色で示した部分の主なものと、水色部分のうち東紀州圏域でのみ共通する事項についてご説明いたしま

す。

左上の『主要な都市計画の決定方針』の中の『土地利用に関する方針』をご覧ください。丸印3つ目の港湾地域について、1行目で「火力発電所跡地（おわせSEAモデル）の利活用も含めた都市計画決定等を検討する」という方針を示しました。丸印5つ目の計画的な都市的土地利用の実現に関する方針について、1行目で「紀勢自動車道や熊野尾鷲道路等の各インターチェンジ周辺では、今後の土地利用の動向を見据えつつ、地域活力の増進に向けた土地利用の規制・誘導を計画的に進める」という方針を示しました。

まん中上の『自然的環境の整備又は保全に関する方針』の中の防災系統として、2行目で「津波発生時の一次避難地として、市街地周辺の緑地を位置づけるほか、市民グラウンドや各学校施設等についても避難地として配置する」という方針を示しました。

右上の『地域の特性に応じて定めるべき事項』の中の地域活力の維持・向上に向けた方針として、「本区域では、「世界遺産・熊野古道」等の豊かな地域資源を生かした広域交流の促進を通して地域の活性化を図るため、各拠点を連携する周遊ネットワークや中心市街地等の整備を促進する」という方針を示しました。

右下の『土地利用構想図』をご覧ください。この区域の広域拠点はJR尾鷲駅周辺、交流拠点として熊野古道センター等、広域的な防災拠点として三重県広域防災拠点紀北拠点等を位置づけました。

18頁をご覧ください。熊野都市計画区域について、黄色で示した部分の主なものをご説明します。

左下の『市街地開発事業に関する方針』に、「JR熊野市駅や記念通り・本町通りを中心とする広域拠点及びその周辺地においては、必要に応じて市街地開発事業を検討する」という方針を示しました。

右下の『土地利用構想図』をご覧ください。この区域の広域拠点はJR熊野市駅周辺、交流拠点として鬼ヶ城、道の駅「熊野・花の窟」、広域的な防災拠点として三重県広域防災拠点紀南拠点等を位置づけております。

19頁をご覧ください。紀伊長島都市計画区域について、黄色で示した主な部分をご説明いたします。

左上の『主要な都市計画の決定方針』の中の『土地利用に関する方針』をご覧ください。住宅地について、「地域拠点及びその周辺地では、居住機能を配置し、良好な居住環境の形成や定住の促進、支援を図る」という方針を示しました。また、商業・業務地について、「地域拠点では、地域住民の日常の消費需要に応じた、商業・業務地を配置する」という方針を示しました。

右下の『土地利用構想図』をご覧ください。この区域は、地域拠点として紀北町役場周辺、交流拠点として熊野灘臨海公園等を位置づけました。

20頁をご覧ください。御浜都市計画区域について、黄色で示した部分の主なものをご説明いたします。

左上の『主要な都市計画の決定方針』の中の『土地利用に関する方針』をご覧ください。住宅地及び商業・業務地については、紀伊長島都市計画区域と同様の方針を示しております。

右上の『地域の特性に応じて定めるべき事項』の中の地域活力の維持・向上に向けた方針と

して、8行目に「道の駅「パーク七里御浜」等の既存観光施設については、周辺の宿泊施設整備や景観保全等を図る」という方針を示しました。

右下の『土地利用構想図』をご覧ください。この区域は、地域拠点として御浜町役場周辺、交流拠点として道の駅「パーク七里御浜」等を位置づけました。

これで、各都市計画区域の特徴についての説明を終わります。

それでは、3頁にお戻りください。最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。この都市計画区域マスタープランの素案は、今回の都市計画審議会への報告の後、パブリックコメントを行い、広く県民からご意見をいただくこととしております。県民からのご意見を踏まえた都市計画区域マスタープランの案を取りまとめ、今年度、国等の関係機関との協議を進めてまいります。引き続き、令和2年度には、公告案の縦覧、都市計画審議会への付議などの手続きを経て、令和2年度中の改定を行うこととしております。

また、この3圏域以外の都市計画区域につきましては、線引き都市計画区域が中心となり、行政部局など関係機関との協議に時間を要するため、少し遅れて改定を行うこととしておりますが、こちらも令和2年度中には改定を行う予定でございます。

説明は、以上でございます。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございます。

10の都市計画区域の案ということでございます。報告事項ということでご承認をいただくわけではございませんが、折角ですので、お気づきの点、ご質問、ご意見等をいただければと思います。どの区域でも構いません、全体でも構いません。ご質問、ご意見等をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

※ 「はい」との声あり

○議長：松本会長

はい。では、お願いいたします。

マイクをお持ちしますので、少々お待ちください。

○平畑委員

各地域のマスタープランの説明をいただき、ありがとうございます。

この中で、公共交通網形成計画について、バス路線の維持やコミュニティバス、またデマンド交通システム等が、各地にあります。それぞれの情報の共有というのは、なされているのでしょうか。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

隣り合う区域間での情報提供、もう少し言うと、隣り合う区域間を跨いだような広域の計画とか、あるいは、お互いの区域マスとして、その辺の記述がどういうところか、ということかと思いますが。

いかがでしょうか。

○事務局：都市政策課 山室主幹

公共交通網形成計画につきましては、基本、市町村単位で策定しているものでございまして、区域間の調整といったことではなくて、より細かいところから、移動手段の存続への不安を解消するため、というのが目的の利用計画を作っていただいている、ということございまして、今後そのようなことをしていきたいということで、ここに書かせていただいたということでございます。

○議長：松本会長

はい。ということございました。

○平畑委員

ということは、今後そういうところも考えていくということで、理解してよろしいんですね。

○事務局：都市政策課 山室主幹

今後必要に応じて、そのようなことも考えていかなければと考えております。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございます。

区域マスの範囲だけで完結できるものとは限らないので、その跨ぐような所を、都市計画として行うのか、公共交通の計画として行うのか、それはそれぞれで考えないといけません、少なくとも道路なんかは、区域を跨いだ道路、当然、都市計画道路等々もありますので、そんなときには連携を深めていただくという必要があるかと思えます。

はい。ありがとうございます。

小林さん。もしそれで、連携計画ということで、地域公共交通網形成計画に関して、隣り合う自治体同士の連携とか、具体的に進んでいる例とか、もしありましたらご紹介いただけますか。

○坪井委員（代理：小林様）

中部運輸局の方でございます。基本的に今でもご指摘というのはございまして、広域的な計画を作っていく必要があるという認識のもと、そういう形のものを、今順次実施していただく方向で、自治体さん等にも調整させて頂いていると。

なおかつ、広域幹線的な、いわゆる公共交通網というのもございますので、そういったもの

を中心に、それは県跨ぎになっていきますけど、そういった部分での計画の必要性というの
がございますので、そういったものと地域の計画との整合性を含めるような形で、今は進めてい
っているというのが状況でございます。具体的なお話は今この場ではできませんが、そのよう
な方向でさせていただいているということでございます。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございます。

ということで、公共交通の計画としては、最近では地域間の連携、広域の計画の策定というの
が望まれているということだと思っています。

それから一方で、県としては、広域の幹線の計画等々をお持ちですので、それは特に圏域マ
スとか、あるいは、三重県の都市計画基本方針のほうに記述されているというふうにご理解い
ただいていいと思いますが。

事務局、それでよろしかったでしょうか。

○事務局：都市政策課 富増課長補佐

はい。そのとおりでございます。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございました。

その他、いかがでしょうか。

※ 挙手あり

○議長：松本会長

はい。では増田さん、お願いします。

○増田委員

すみません。ちょっと伺いたいんですけれども、『土地利用規制の基本方針』の中で、どの区
域も、「今後急激な市街地の拡大や保全すべき自然環境等の阻害は見込まれない」ということで
すけれども、三重県の場合、太陽光パネルや風車など、そういった関係、最近非常にすごい勢
いで森林が伐採されたりとか、工業用地のほうも、先ほどのいなべ市にもありましたけども、
パネルが設置されたりとか、そういう関係のことがあると思いますが、その土地利用の阻害に
ついては、どのような対策をされるのかという点については何かお考えでしょうか。

あともう1つ、先ほどの説明の14頁のところ、『都市施設の整備に関する方針』として、
交通施設以外に下水道及び河川に関する記載があるのですが、他の区域は下水道・河川という
特記がないのですけれども、そのような区域は整備をしなくても大丈夫なのかという、特記が
ないのはなぜなのかということをお教えいただければと思います。

○議長：松本会長

はい。お願いいたします。

○事務局：都市政策課 富増課長補佐

2点のご質問をいただいたと思います。

1点目の太陽光パネル、風車等の話があったと思うんですけども、これにつきまして、三重県は確かに、地元の方から色々な意見が出ています。太陽光パネルにつきまして、災害の発生の恐れなどがある。風車につきましては、景観が悪くなるなどの意見をいただいています。そのため、情報を集めながら、もう少し文章に工夫を加えていきたいと思っています。

そして、もう1点、下水道及び河川の話については、今名張のお話をいただいているんですが、本冊では、すべての区域について、こちらに関する記述を行っています。特に名張都市計画区域では、名張川と宇陀川の周辺で、河川整備に合わせて親水公園等の整備を予定していますので、概要版に記載をしたということでございます。

以上でございます。

○議長：松本議長

はい。よろしかったでしょうか。

○増田委員

はい。

○議長：松本会長

ありがとうございます。

では、太陽光パネル、確かに大きな問題でして、色んな自治体でも問題になっていますし、色々、例えば、作ったら最後廃棄する場合には更地に戻すとか、そんなルールですかね、決めていたりとか色々ありますので、そういうのも含めて、何らかの形で記載っていうのを検討いただければと思います。

それで、河川整備・上下水道については、他の区域にもちゃんとある。たまたま名張で取り組んでいるものがあったので、記載しているということですね。

はい。どうもありがとうございました。

ちなみに、一時期何か問題になったんですが、残土処理なんかで問題もあったと思うんですが、これは必ずしも都市計画区域に限らない問題ではありますが、例えば、市街化調整区域で、残土処理なんかが行われる可能性もあるのかもしれませんが、そういうのはいかがでしょうか。

○事務局：都市政策課 富増課長補佐

三重県では、紀北町や尾鷲の残土処理が非常に問題になっておりまして、確か現在、残土に関する土地利用の条例を整備中だったと思います。状況に応じ、その内容を少し反映できればと考えております。

○議長：松本会長

はい。区域マスのほうで、書く必要があるものがあれば記載いただくとよいかなと思います。ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

※ 「よろしいでしょうか」との声あり

○議長：松本会長

はい。

○事務局：都市政策課 冨増課長補佐

事務局のほうから失礼します。本日、村山先生にはご欠席いただいておりますが、事前に、マスタープランの素案に対して意見をいただいております。ここで意見のご紹介と、その対応についてご説明させていただきたいと思います。

その頂いた文をそのまま読ませていただきますと、

防災・減災に向けた方針を修正・加筆する必要がある。具体的には、次の内容について、修正・加筆していただきたい。

まず1点目として、「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」や「三重県都市計画基本方針」に説明のある、「土地利用検討区域」を方針の中に盛り込み、各種災害リスクが高い区域については、「土地利用検討区域」を設定のうえ、土地利用や防災・減災の施策を位置付けるようにしてほしい。

2点目といたしまして、関連して、自治体が作成する立地適正化計画では、居住誘導区域に災害リスクの高い「土地利用検討区域」を含めないようにする方針を明記してほしい。

3点目といたしまして、空き家対策について、管理の行き届いた空き家であっても、災害リスクの高い「土地利用検討区域」内の物件については、それを居住用に活用するのは問題である。非住居系の用途として活用するか、除却する方針が必要ではないか。

4点目といたしまして、全体的に地震・津波対策を意識しがちだが、気候変動による昨今の台風・集中豪雨被害を考えると、外水氾濫・内水氾濫・土砂崩れ対策も重要で、そのことを明記してほしい。というご意見をいただきました。

これらへの対応方針等につきましては、まず、1点目にありました「土地利用検討区域」でございます。これは平成28年に、三重県が「地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」で記載している用語でございます。これは地震・津波リスクがある場所において、都市的土地利用の抑制や被害の低減などの施策の実施を検討すべき区域として、定めております。ご指摘いただきましたことにつきましては、こちらの改定素案の本冊のほうをご覧くださいなのですが、まず伊勢の17頁、「第3章 主要な都市計画の決定方針」というのがございます。ここの「1 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針」の中で、次の18頁になるのですが、「オ 都市防災の観点から必要な市街化の抑制等に関する方針」という項目がございますが、この中

の下から3行目に、そのまま読みますが、「一定の拡がりをもった住居系の既成市街地における著しく災害リスクが高い区域については、地域地区の見直しや建築物の構造規制に係る条例制定等の検討を促進する」という書き方をしています。また、同じ第3章ですが、頁ですと24頁をご覧ください。24頁の第3章の「5 地域の特性に応じて定めるべき事項」に「(1) 大規模自然災害の被害低減に向けた方針」がありまして、2行目のように、「三重県防災・減災対策行動計画の展開により、災害に強いまちづくりを進める」、また9行目のように、「市街地に必要なオープンスペースや安全な避難路等について、適正な配置を促進する」という記載を行ったところでございます。

村山先生のほうからは、もう少し不足があるので、加筆・修正をしたほうがよいのではないかとこのご指摘もございまして、一部追記を考えております。内容につきましては、まだ案の段階で、村山先生など先生方ともご相談させていただきたいのですが、例えば、24頁の「5 地域の特性に応じて定めるべき事項」の所に、「地震・津波や洪水等、災害リスクの高い区域については、土地利用を検討」とし、「土地利用検討区域」を踏まえ、「土地利用を検討し、被害低減に向けた取組を促進する」という表現で記載を行いたいと考えています。

それから、2つ目に立地適正化計画の話があったかと思えます。立地適正化計画につきましては、これは基本的には市町が作る計画でございまして、この考え方といたしましては、災害リスクが高い場所には、居住誘導区域を含めないというようにされてございます。したがってここで改めて記載はせず、立地適正化計画の策定の協議時に、「災害リスクが高い場所＝土地利用を検討すべき区域」、というような意味で定めるように確認をしていきたいと考えております。

それから、次に3つ目の空き家対策のこととございまして。基本的には居住地として土地利用を行っていく場所に対して、空き地・空き家対策を行っていくことを考えていますので、25頁、一番上の「(2) 空き家・空き地対策について」ですが、ここに「増加する空き家・空き地については、都市活動に支障を来すため、今後の土地利用を踏まえたうえで、必要な対策を実施していきます」という案で、調整させていただきたいと考えています。

それから、4つ目でございまして。地震・津波を意識しがちだが、外水や内水、土砂崩れもあるというお話をいただいたところですが、これにつきましては、先ほどの「5」の「(1)」の所に追記を考えています。

○事務局：都市政策課 橋井主査

ちょっと代わりにご説明させていただきます。24頁について、先ほど1つ目の項目で土地利用検討区域の関係でご説明させていただきました。そちらでは地震・津波に特化した形の内容でご指摘いただいているところですが、それと併せまして、洪水災害や土砂災害のこともございまして、それらを含めまして、先ほどの24頁のですね、「5」の「(1)」の3行目の、文末のほうに追加するという形で、ご説明させていただきました内容につきまして、「地震・津波や洪水等の災害リスクの高い区域については」ということで、地震・津波だけではなく災害等を含めまして、「災害リスクの高い区域について、土地利用を検討して、被害低減に向けた取組を促進します」という形で、書かせていただきたいと考えています。以上です。

○事務局：都市政策課 富増課長補佐

すみません。少し時間をとりましたが、以上でございます。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございました。

今日、村山委員、欠席されておりますが、事前に説明いただきましたところでご意見をいただいた。その対応を、今ご提案をいただいたということでございます。

ありがとうございます。

土地利用検討区域ですか、あれを定めてますので、それをもう少し見えるようにしてくださいというのが趣旨かなと思いますので、今の提案のような形で出していただくとともに、ちなみに、その概要版というか、今日お配りいただいた、この各区域マスの概要、これはどうなるんですか。この位置づけは何でしょうか。

○事務局：都市政策課 富増課長補佐

こちらにつきましては、今回、説明用として、改定素案を紹介するための概要版ということで、参考までに示したものでございまして、パブリックコメントにつきましては、こちら素案の冊子のほうで、ご意見を聞きたいと考えています。

○議長：松本会長

なるほど。じゃあ、これはあくまでも今回の審議会用にまとめられただけであって、これが出て行くことはない、ということですね。

一長一短で、冊子を皆さんに読んでくださいというのは非常に酷だなと思いつつも、こうやって素案にして、概要にしていまいますと、抜けもあるということですね。であれば、全部一緒に見てもらおうということですかね。はい、ということだそうです。

いかがでしょうか。その他のご意見も含めまして。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

ちょっと私のほうから、ごめんなさい。少しだけお聞かせください。

一つは、この色使いなんですが、各区域の構想図ということで、例えば、7頁の右の下、土地利用構想図ということで書かれておるんですが、まず1つ目は、いわゆる色のバリアフリー、確か三重県さんもバリアフリー基準ってお持ちだったと思うんですが、ちょっとその適合を見ていただければいいなと思います。その意図は、もうお分かりのとおり、すごく似た色が使われてまして、この明るさだと、私なんか区別がつかないんですけど、ちょっと区別がつくようにしてもらったほうがいいなというのが1点目。それはちょっとお願いということです。

それと、これも多分本編のほうに入っているのかもしれませんが、各自治体さんでは、もう津々浦々都計道を整備するというのは不可能になってきていて、おそらく見直しが進んできて、

選択と集中か、どういう表現か知りませんが、整備する所はする所、しない所はしない所ということで、そういう方針で、色んな動きがあると思うんですが、そういうのも、もしあるのであれば記載して行って、もう津々浦々をやるのは無理だと、整備する所だけは整備していく。簡単にいえば、都計道の見直しをしますよ、みたいな記載があるのかどうかという点。

それから、これも国のほうで自転車利用促進基本法ができてからということになりますが、特に自治体あるいは特に三重県にとっては、自転車の活用というのが、これから非常に重要になってくるような気がします。そうすると、都市計画道路の断面の構成なんかが変わってくる可能性もあるなと思ってまして、空間の再配分と言うんでしょうかね。そんなのも多分、これからの都市施設としては望まれるかなと思いますが、そういった記述があるかどうか、ちょっと教えていただけますか。これを読み込まないといけないんですけど。すみません、読み込めてないので、分ければ教えていただければと思うんですが。

○事務局：都市政策課 橋井主査

はい。ご説明いたします。

例えば、伊勢の都市計画区域マスタープランの素案をご覧いただきたいと思うんですが、頁は20頁でございます。20頁の「(ウ)」ということで、「その他」という項目がございます。こちらの第1番目の段落の方で、「都市計画決定され長期未着手となっている道路等の都市施設については、その必要性を検証した上で、人口減少の状況等により必要性が低下したものについては、計画の廃止を含め、見直しを行います」ということで、このように書かせていただいております。

そして、自転車利用のことがございました。こちらにつきましては、同じ伊勢都市計画区域マスタープランの25頁のほうをご覧いただきたいと思います。25頁の「(3)」でございます。「都市におけるモビリティの確保に向けた方針」ということで、主に、MaaSやAI、自動運転のことについて、今も書かせていただいているところでございますが、ここが一番最後の段落、3段落目、「また、新たなモビリティの活用による課題対応のために、必要な交通結節点や移動空間等の整備に努めます」ということで、自転車も含めて、新たな交通空間を確保する必要性や、機運が高まってまいりましたら、こういったところで検討を進めていきたいということで、ここで一部書いているということでございます。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございます。

おっしゃられるとおりで、自転車、今、いわゆる従来型の自転車だけではなくてですね、キックボードとか、キックスターターとか、そういったものも出てきております。場合によっては、パーソナルモビリティ、違う形のモビリティも出てきますので、そういった形で、一括した形で道路の構成を考えるという表現をしていただいているということで、理解いたしました。ありがとうございました。

その他、皆様方、いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

これはこの後、パブコメが入ることですので、その間にも、委員の皆様方からのご意見をいただくというので構いませんよね、当然ですよ。

○事務局

はい。

○議長：松本会長

ということでございますので、ひょっとしたら、今日が初めてになるかということもあると思います。この後お持ち帰りいただいて、もし時間がありましたらご覧いただいて、お気づきの点があれば、パブコメという形でも構いませんし、あるいは、審議会の委員ということで、直接事務局にご意見をお届けいただくということでもいいですよ。

○事務局

はい。

○議長：松本会長

ということで構いませんので、是非ともいいマスタープランになるように、ご意見をいただければと思います。

それでは、特に、いくつか色の話とか、あと村山委員からも色々ご指摘をいただいた所もありましたので、そういった所を反映していただきながら、今後、パブリックコメントを実施しまして、それから国等関係機関との協議を行い、令和2年度に皆様方に、改めてこの審議会で調査・審議したいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(4) その他

○議長：松本会長

それでは最後に、次回審議会につきまして、事務局からご連絡をお願いいたします。

○事務局：都市政策課 富増課長補佐

それでは、次回審議会についてご連絡いたします。次回審議会は、12月23日の午後1時半から予定をいたしております。場所は、本日と同じ、アストホールで開催いたしますので、ご予定のほどよろしく願いいたします。

それでは、資料の「第191回三重県都市計画審議会 予定議案概要」をご覧ください。

予定議案は5議案ございます。

まず1点目、1番といたしまして、「四日市都市計画区域区分の変更」について、計画的な面整備が実施され、住宅系土地利用が進展している西坂部地区について、市街化区域編入を行お

うとするものでございます。

2 番目といたしまして、「鈴鹿都市計画道路の変更」について、新たに追加される鈴鹿亀山道路に接続するインターチェンジを設置するため、北勢バイパスについて構造形式の変更を行おうとするものでございます。

3 番目といたしまして、「亀山都市計画道路の変更」について、国道 1 号について、4 車線から 2 車線へ車線数の変更を行うとともに、交差する北山芸濃線の延長変更を行おうとするものでございます。

4 番目でございます。「松阪都市計画道路の変更」について、松阪多気バイパスの全線開通により、当路線が国土交通省から三重県に移管され、路線名称が国道 166 号及び県道 160 号へ変更されたことに伴い、都市計画道路の名称変更を行おうとするものでございます。

5 番目といたしまして、四日市市における廃プラスチック類等の破碎施設の位置について、都市計画に支障がないことを確認するものでございます。

以上 5 件でございます。よろしくお願いたします。

○議長：松本会長

はい。ありがとうございます。

次回は 12 月 23 日。何時って言われましたか。

○事務局：都市政策課 富増課長補佐

1 時半でございます。

○議長：松本会長

13 時半。次回、12 月 23 日 13 時半、1 時半からこの場所で開催させていただきたいと思ます。また、ご参集いただければと思ます。

以上で、予定の議題はすべて終了ですが、皆様方のほうから、何か全体を通しましてご意見等がございましたら。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

よろしいでしょうか。

※ 特段の声なし

○議長：松本会長

はい。どうもありがとうございました。

では、以上で、審議会を終了とさせていただきたいと思ます。

どうも、皆様方のご協力に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

では、進行を事務局にお返しいたします。

○司会：都市政策担当 向井次長

はい。ありがとうございました。どうも皆様おつかれさまでした。

松本議長には、議事の進行、大変ありがとうございました。また、委員の皆様方には、ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

5 閉会

○司会：都市政策担当 向井次長

これを持ちまして、第190回都市計画審議会を終了させていただきます。

お気を付けて、お帰りください。本当にどうもありがとうございました。

(終)